

変更事項 (届出書の区分)	変更事項 (具体例)	提出書類 (指定様式)	添付書類 (任意様式、写し等)	提出期限	備考 (他に必要な手続等)
全ての変更事項について共通で必要となる提出書類		・特定教育・保育施設の確認事項変更届	・変更の意思決定が確認できるもの (理事会議事録等)	変更から10日以内	・押印不要 ・メール提出可
施設の名称・所在地	① 施設の名称	・付表101_施設・事業所		変更から10日以内	・運営規程の変更 ・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届
	② 施設の所在地（同一所在地で表記が変更になる場合）	・付表101_施設・事業所	・変更の内容が確認できるもの（住居表示の通知等）	変更から10日以内	・運営規程の変更 ・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届 ※増改築は⑨に該当
設置者・代表者	③ 設置者の名称	・付表201_事業者	・設置者の履歴事項全部証明書（写し可）	変更から10日以内	・運営規程の変更 ・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届
	④ 設置者の主たる事務所の所在地	・付表201_事業者	・設置者の履歴事項全部証明書（写し可）	変更から10日以内	・運営規程の変更 ・債権者登録の変更 ・一時預かり事業変更届
			・同一所在地で表記が変更になる場合は、変更の内容が確認できるもの（住居表示の通知等）		
	⑤ 設置者の代表者の氏名、住所及び職名（代表者は同じで氏名等が変更になる場合）	・付表202_代表者	・設置者の履歴事項全部証明書（写し可）	変更から10日以内	・業務管理体制の変更届 ・債権者登録の変更
⑥ 設置者の代表者	・付表202_代表者	・設置者の履歴事項全部証明書（写し可）	変更から10日以内	・業務管理体制の変更届 ・債権者登録の変更	
	・付表204_誓約書				
設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	⑦ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	・参考様式01_変更事項の新旧対照表（他の資料で変更箇所がわかる場合は省略可）	・設置者の定款、寄附行為等（又はインターネット掲載URLを記載したもの）	変更から10日以内	※確認に係る事業に関する変更以外は届出不要
			・設置者の履歴事項全部証明書（写し可）		

変更事項 (届出書の区分)	変更事項 (具体例)	提出書類 (指定様式)	添付書類 (任意様式、写し等)	提出期限	備考 (他に必要な手続等)
施設設備	⑧ 職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備等の用途、位置、面積等	・付表103_施設設備	・変更前後の図面（面積及び用途が明示されたもの）	変更から10日以内	・保育室の年齢別の部屋割りを変更し、保育室の合計面積に変更がない場合、届出不要  ・一時預かり事業変更届（一時預かり事業の場所に変更がある場合）
	⑨ 園舎、園庭の位置、面積等	・付表104_園舎等	・変更前後の図面（面積及び用途が明示されたもの）	変更から10日以内	・一時預かり事業変更届（一時預かり事業の場所に変更がある場合）
施設の管理者	⑩ 施設の管理者の氏名及び住所（管理者は同じで氏名等が変更になる場合）	・付表301_管理者		変更から10日以内	・債権者登録の変更
	⑪ 施設の管理者	・付表301_管理者 ・付表204_誓約書	・経歴書（様式任意）	変更から10日以内	・債権者登録の変更
運営規程	⑫ 運営規程	・参考様式01_変更事項の新旧対照表（他の資料で変更内容が確認できる場合は省略可）	・変更後の運営規程	変更から10日以内	・ここdeサーチの更新（利用者負担額、預かり保育時間、苦情解決体制等、ここdeサーチに掲載されている事項を変更した場合）
			・園則		
役員	⑬ 役員の氏名及び住所（役員は同じで氏名等が変更になる場合）	・付表203_役員名簿（同じ内容が記載されている他の資料で代替可）		変更から10日以内	
	⑭ 役員	・付表203_役員名簿（同じ内容が記載されている他の資料で代替可） ・付表204_誓約書		変更から10日以内	

※1 上記のほか、必要な書類の提出を求めることがあります。

※2 一時預かり事業変更届は変更から1か月以内に提出してください。  
(一時預かり事業を実施している場合)

様式 <https://www.city.aomori.aomori.jp/kosodate-shien/ichiji-byoji.html>